

## 仕様書

### 1. 件名

携帯電話通信サービスの調達

### 2. 数量

1式

### 3. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が、勤務時間外又は職場における緊急時対策やその他業務遂行上必要な携帯電話通信サービスを調達することを目的とする。

### 4. 契約期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

### 5. 事業所一覧

#### ①千葉地区

〒263-8555 千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1

#### ②高崎地区

〒370-1292 群馬県高崎市綿貫町1233番地

#### ③木津地区

〒619-0215 京都府木津川市梅見台8丁目1番地7

#### ④播磨地区

〒679-5148 兵庫県佐用郡佐用町光郡1丁目1番地1号

#### ⑤那珂地区

〒311-0193 茨城県那珂市向山801番地1

#### ⑥六ヶ所地区

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字表館2番地166

#### ⑦仙台地区

〒980-8579 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-11-901

### 6. 携帯電話通信サービスの仕様

#### (1) 調達予定台数、数量

予定台数は下記のとおり。詳細は別途提示する。

- ① 千葉地区：57台  
(本部：33台、研究組織等：24台)
- ② 高崎地区：23台
- ③ 木津地区：14台
- ④ 播磨地区：4台
- ⑤ 那珂地区：24台
- ⑥ 六ヶ所地区：21台
- ⑦ 仙台地区：1台

(2) 通信サービスの機能

全ての携帯電話に、通話機能及びメール機能を付与すること。

(3) セキュリティ対策

受注者が管理するシステムから携帯電話のロック及びその解除、データの初期化等の遠隔操作及び端末の検索機能を付与すること。

(4) 災害対策

災害時優先携帯電話として契約台数の3割以上確保できること。

(5) サービスエリア

- ①人口カバー率が99%以上を有すること。なお、人口カバー率は、「日本の総人口」に対する「市町村役場において携帯電話通信サービスの利用が可能である市町村の人口の総和」の割合とする。
- ②上記①～⑦の各事業所内（建物内を含む。）での電波状態が良好であること（携帯電話端末の受信レベルの表示が最大であること）。ただし、特殊な建物内での電波状況については別途協議することとする。

(6) その他

- ①サービスの開始は令和8年4月1日とすること。
- ②現契約から電気通信事業者が変更となる場合に生じる全ての手続、費用は受注者負担とする。
- ③①にかかわらず、通信事業者が変わった場合は、解約手数料のかからない更新月（令和8年4月）に通信事業者の変更を行うものとし、変更日は、機構と協議の上決定すること。
- ④必要に応じてナンバーポータビリティ等を利用し、発注者が現在利用している電

話番号を引き続き利用できること。ただし、ナンバーポータビリティに係る費用については受注者負担とする。

## 7. 検査

当機構職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

## 8. その他

- ①本契約の実施により知り得た全ての情報を許可なく、第三者に漏らしてはならない。また、本契約の終了後においても同様とする。
- ②本仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、担当者と別途協議の上、対応を行うこと。
- ③本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品等）が発生する場合、これを採用するものとする。

以上